

高松市告示第372号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、第21回香川県知事選挙における個人演説会会場設備の程度及び個人演説会会場を使用する場合に納付すべき費用（個人演説会については、1回目は無料、2回目から徴収、政談演説会については1回目から徴収）の額を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

高松市長 大西 秀 人

施設名	高松市上天神文化センター	高松市田村文化センター	高松市中川文化センター	高松市中原文化センター	
会場名	ホール	会議室	ホール	ホール	
会場面積	82㎡	196.5㎡	113.9㎡	109.2㎡	
照明	会場	1,280W	1,680W	650W	1,280W
	出入口	640W	240W	136W	150W
	便所	120W	180W	142W	40W
	弁士席	1,660W	920W	920W	920W
	廊下	140W	140W	369W	220W
講演席	演壇	1	0	1	1
	卓子	1	0	0	0
	椅子	1	1	1	1
	湯飲・水差	1	0	1	0
聴衆席	椅子・敷物	椅子	椅子	カーペット	カーペット
	収容人員	30人	100人	100人	100人
標識	会場	0	0	0	0
	出入口	1	1	1	1
	便所	1	1	1	1
	弁士席	0	0	0	0
	司会者席	0	0	0	0
使用料	使用時間		使用料		
	午前9時から午後5時まで		1,100円		
	午前9時から午後1時まで		550円		
	午後1時から午後5時まで		550円		
備考	1. 使用時間には、準備及び後片付けの時間も含むものとする。 2. 冷暖房装置使用料は徴収しない。				